



第21回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年12月24日（水曜日） 午前10時00分

開催場所

東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神 虎ノ門ビル 12階
当社会議室

ビジネスコーチ株式会社

証券コード：9562

証券コード9562
2025年12月9日
(電子提供措置の開始日2025年12月2日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋1丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役社長 細 川 馨

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.businesscoach.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 開催日時 2025年12月24日（水曜日）午前10時（開場午前9時45分）
2. 開催場所 東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神虎ノ門ビル 12階 当社会議室
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第21期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使のご案内

- (1) 書面の郵送による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月23日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年12月23日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。
- (3) 議決権の重複行使の取り扱い
 - ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) その他招集にあたっての決定事項
 - ① 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ② 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいた

だいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。 したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2025年12月23日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績動向や財務状況を踏まえ、今後の持続的な成長に向けた事業投資や財務体質の維持・強化のための支出及び配当とのバランスを総合的に勘案して安定的に実施してまいりたいと考えており、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

なお、連結配当性向は45.85%であります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金：50円00銭
総額：56,527,950円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社が、「人的資本経営の総合プロデューサー」として、クライアントの企業価値向上のために人材育成及び組織開発を包括的に支援する体制を強化し、また、当社の持続的な成長を実現するために、SaaS型商材を新たな事業の柱として確立することで収益基盤の多様化と事業ポートフォリオの拡大を図るため、当社の事業目的に追加するものであります。これにより、当社の経営戦略と定款の事業目的を一致させるとともに、株主の皆様及びステークホルダーに対して当社の事業領域を明示するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

今後の資金調達を含めた資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、発行可能株式総数を変更するものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。
1. ～9. (条文省略)	1. ～9. (現行どおり)
(新設)	<u>10.インターネットを利用した情報提供サービス及び情報処理サービス業 (SaaS、PaaS、IaaS等を含む)</u>
(新設)	<u>11.インターネットコンテンツ及び情報システムに関する企画・開発・制作・販売・使用許諾</u>
<u>10.前各号に関する事業</u>	<u>12.前各号に関する事業</u>
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,650,000</u> 株とする。
第7条～第43条 (条文省略)	第7条～第43条 (現行どおり)
附則 第20条の規定にかかわらず、2023年12月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、 <u>2025 年開催の定時株主総会の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u>	(削除)

第3号議案

取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、現任の取締役7名のうち、山本 佳孝及び青木 裕は本総会終結の時をもって任期満了により退任します。これに伴い、後任として新たに社外取締役候補者2名を選任することで、取締役7名体制を維持しつつ、経営の独立性及び客観性の一層の強化を図りたく、取締役7名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ほそ かわ かおる 細川 馨 (1957年10月15日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 4 月 セゾン生命保険株式会社 入社
1999年 4 月 同社 業務部部長
2000年 4 月 同社 支社開発室長
2005年 4 月 当社 創業
2005年 4 月 当社 代表取締役社長（現任）
2023年10月 株式会社購買Design（現 KDテクノロジー株式会社） 取締役

取締役候補者とした理由

細川馨氏は、代表取締役社長としてビジネスコーチングの普及と発展に尽力し、当社の経営を担っております。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者といたしました。



■ 所有する当社の株式数
30,000 株

2 はし ば ごう 橋場 剛 (1973年6月29日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1997年 4月 アクセンチュア株式会社 入社
2005年 4月 当社 創業
2005年 4月 当社 取締役
2009年12月 当社 常務取締役
2010年12月 当社 専務取締役
2017年12月 当社 取締役副社長（現任）
2017年12月 当社 EC事業部長
2019年 4月 当社 コーポレートコーチング本部長
2023年10月 当社 エグゼクティブコーチ本部長

取締役候補者とした理由

橋場剛氏は、取締役副社長として当社グループにおけるエグゼクティブコーチング事業を管掌し、また、自らがエグゼクティブコーチとして多くのクライアントに貢献するとともに、エグゼクティブコーチの発掘、採用、育成とコーチング品質の維持・向上において重要な役割を果たしています。引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
89,000 株

3 よし だ しん すけ 吉田 信輔 (1981年9月20日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2005年 8月 株式会社光通信 入社
2007年 7月 クイックウィンズ株式会社 入社
2009年 8月 株式会社シーアンドシーメディア 入社
2010年 4月 株式会社アイ・ティ・エー 入社
2017年 3月 株式会社enish 入社
2018年11月 株式会社ベクトル 入社
2024年 7月 当社 入社
2024年10月 当社 経営管理本部長（現任）
2024年12月 当社 取締役CFO（現任）
2024年12月 KDテクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

吉田信輔氏は、2024年7月の当社入社以降、管理部門の組織改革を主導し、コーポレート機能の抜本的な強化に大きく貢献し、また、投資家との建設的な対話を重視したIR活動においても、企業価値向上に向けた基盤構築に尽力してまいりました。引き続き、これらの優れた経営管理能力及びIR領域の専門性をもって、当社の持続的な成長に不可欠なコーポレート部門全般の統括を担い、事業成長と企業価値向上を推進する体制を一層強固なものとするのが期待されるため、取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数
100 株

4 のき な あきら 軒名 彰 (1958年1月20日生)

社 外 再 任



■ 所有する当社の株式数
-株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2005年 4 月 日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社 取締役
2006年 2 月 日興コーディアル証券株式会社 執行役員
2011年 4 月 S M B C 日興証券株式会社 常務執行役員
2014年 3 月 同社 専務取締役
2016年 4 月 日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長
2017年 6 月 日本郵便株式会社 取締役
2018年 6 月 上光証券株式会社 (現 北洋証券株式会社) 代表取締役会長 (現任)
2018年 7 月 当社 社外取締役 (現任)
2019年 1 月 株式会社オハラ 社外取締役 (現任)
2022年 6 月 株式会社はせがわ 社外取締役 (現任)
2025年 9 月 グリーンモンスター株式会社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

軒名彰氏は、日興グループ各社における豊富な経営経験、経営者としての経営知識、さらには高い見識を有しております。引き続きこれらの経験、知識及び見識を生かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者といいたしました。

5 やま した 山下 み さ 美砂 (1964年12月24日生)

社 外 再 任

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2001年 7 月 GE東芝シリコン株式会社 執行役員人事本部長（日本・アジア担当）
2005年 4 月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 取締役人事本部長
2008年10月 GE横河メディカルシステムズ株式会社 執行役員人事本部長
2015年11月 コーチ・ジャパン合同会社 人事部長
2017年 2 月 アクサ生命保険株式会社 執行役員兼人事部門長
2019年 4 月 アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社 執行役員兼人事部門長
2020年 4 月 アクサ生命保険株式会社 常務執行役員特命担当
2021年 1 月 人事コンサルタント事務所開業（現任）
2021年 4 月 株式会社JERA グローバル人事アドバイザー
2022年 4 月 当社 社外取締役（現任）
2024年 4 月 株式会社JERA D&Iアドバイザー
2024年 6 月 PHCホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山下美砂氏は、グローバル企業の人事部門における経営経験を基礎として人事コンサルタントとして活躍されており、コーチングにも造詣が深く、当社を取り巻くビジネス環境に深い理解を持っております。引き続きこれらの経験、知識及び見識を活かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者といいたしました。



■ 所有する当社の株式数
-株

6 渡部 昭彦 (1956年6月9日生)

社 外 新 任



■ 所有する当社の株式数
2,000 株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1979年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 入行
2000年 6 月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）
2002年10月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
2006年 4 月 楽天証券株式会社 入社
2006年 9 月 楽天証券ホールディングス株式会社 取締役CFO
2006年11月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社） 執行役員
2007年 9 月 ヒューマン・アソシエイツ株式会社（現 MBK Wellness Holdings株式会社） 代表取締役社長
2008年 6 月 ヒューマン・フロンティア株式会社（現 株式会社保健同人フロンティア） 取締役
2011年 9 月 AIMSインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役
2013年 6 月 ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社（現 MBK Wellness Holdings株式会社） 代表取締役
2016年12月 株式会社A・ヒューマン 取締役
2019年 6 月 サイコム・プレインズ株式会社 取締役
2022年10月 MBK Wellness Holdings株式会社 顧問
2022年11月 株式会社PMIパートナーズ アドバイザー（現任）
2022年12月 楽天証券ホールディングス株式会社 社外取締役
2023年 9 月 メディアスホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
2025年11月 アイムファクトリー株式会社 顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

渡部昭彦氏は、人材紹介事業を営むヒューマン・アソシエイツ株式会社（現 MBK Wellness Holdings株式会社）における代表取締役社長として上場企業の経営を担ってきた経験を有しており、人材紹介事業における経営の知見に加え、社外取締役としての客観的視点から、当社の新規事業である人材紹介事業の成長戦略と企業価値向上に多大な貢献をいただけると判断し、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者としたしました。



■ 所有する当社の株式数
-株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1986年10月 監査法人中央会計事務所 入所
1991年 8 月 公認会計士登録
2007年 8 月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
2010年 8 月 同法人 シニアパートナー
2011年 7 月 一般社団法人日本ベンチャー学会 理事
2014年 3 月 上場会社役員ガバナンスフォーラム 代表幹事 (現任)
2024年 2 月 M'sGA/パートナーズ事務所 代表 (現任)
2024年 5 月 株式会社魚金 社外取締役 (現任)
2024年 6 月 株式会社MetaMoJi 社外取締役 (現任)
2024年 9 月 株式会社リップス 社外監査役 (現任)
2025年 1 月 一般財団法人会計教育研修機構 シニアフェロー (現任)
2025年 4 月 国立競技場運営事業等モニタリング有識者委員会 委員 (現任)
2025年 6 月 日本公認会計士協会東京会 副会長 (現任)
2025年 7 月 日本公認会計士協会 理事 (現任)
2025年11月 株式会社セラク 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三浦太氏は、公認会計士としての長年のキャリアと監査法人での代表社員、自らの所属業界での役員活動を通じた団体運営等の豊富な経験を有しております。高度な財務・会計に関する専門知識や企業統治に関する深い知見に加え、社外取締役としての客観的視点から、当社のコーポレートガバナンス強化と企業価値向上に多大な貢献をいただけると判断し、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 取締役候補者 軒名彰氏、山下美砂氏、渡部昭彦氏及び三浦太氏は、社外取締役候補者であります
が、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって軒名彰氏が7年5カ
月、山下美砂氏が3年8カ月となります。
2. 当社は、軒名彰氏及び山下美砂氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の
損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する
予定であります。また、渡部昭彦氏及び三浦太氏の選任が承認された場合は、当社は、両氏との間で
当該契約を締結する予定であります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約
を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の
追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしています。なお、各候補者が原
案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内
容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
4. 当社は、軒名彰氏及び山下美砂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、渡部昭彦氏及び三浦太氏の選任後、両氏を同取引所に独立役員として届け出る予定でありま
す。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお諮りするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 はや かわ え み こ 早川恵美子 (1960年9月21日生)

新任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 檜崎産業株式会社（現 ナラサキ産業株式会社） 入社
1992年 7月 株式会社イメージアンドメジャーメント（現 株式会社イメージワン） 入社
2011年12月 株式会社エヌ・ウェーブ 入社
2014年 8月 当社入社
2016年 4月 当社 内部監査担当

監査役候補者とした理由

早川恵美子氏は、当社における長年の内部監査経験から、当社の組織構造、業務プロセス、内部統制を詳細に把握しています。監査役として当社の実効性の高いリスク管理や内部統制の評価・改善に対する適切な監督・助言をいただけることを期待し、候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
2,200 株

2 たな か ひろ みち 田中 広道 (1960年11月25日生)

社外 再任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1994年 4月 田中税理士事務所開業（現任）
2005年 4月 当社 社外監査役就任（現任）

社外監査役候補者とした理由

田中広道氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと判断し、候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
30,000 株

3 おお つか わ たつ 大塚 和辰 (1967年9月3日生)

社 外 新任



■ 所有する当社の株式数
-株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1999年11月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年 7 月 大塚和辰公認会計士事務所設立（現任）
2009年12月 大塚和辰税理士事務所設立
2014年 4 月 国立大学法人香川大学入札監視委員会委員（現任）
2015年 4 月 国立大学法人香川大学契約監視委員会委員（現任）
2018年 7 月 税理士法人あおパートナーズ設立 代表社員就任（現任）

社外監査役候補者とした理由

大塚和辰氏は、公認会計士としての豊富な実務経験と見識を有しております。企業の財務諸表、会計処理の妥当性及び内部統制システムの整備・運用状況について、専門的かつ客観的な視点から適切な監督・助言をいただけることを期待し、候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中広道氏及び大塚和辰氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田中広道氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって20年8カ月となります。
4. 当社は、田中広道氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、早川恵美子氏及び大塚和辰氏の選任が承認された場合は、当社は、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしています。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
6. 当社は、田中広道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、大塚和辰氏の選任後、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、一方で、物価上昇の継続や物流コスト・人件費の増加、さらに米国の通商政策の動向や国際情勢の不透明感などが景気の下振れ要因となるなど、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、クライアント企業の企業価値向上及び人的資本投資の開示や実践に向けて、人的資本投資の成果を確実にするために個々人の課題に寄り添った個別支援サービスの需要拡大に应运えてまいりました。

また、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX化投資の両側面に加え、間接材のコスト削減コンサルティングによる付加価値向上支援にも取り組み、取引先のサステナビリティを高めるサービス展開も進めておりました。

当社グループでは、こうした経営環境を踏まえ、クライアントの人事・組織課題をワンストップで支援する「人的資本経営のプロデューサー」構想を掲げ、ビジネスコーチングの普及を通じて、クライアント企業の企業価値向上に貢献してまいりました。

なお、2025年9月16日に公表いたしました「連結子会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、KDテクノロジーズ株式会社の株式譲渡に伴い、当第4四半期連結会計期間において関係会社株式売却益として32百万円の特別利益を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,003百万円(前年同期比25.2%増)、営業利益は163百万円(前年同期比105.1%増)、経常利益は178百万円(前年同期比125.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は123百万円(前年同期比127.7%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメントの名称を「SXi事業」より「DX事業」に変更しております。

また、前連結会計年度では、管理部門に係る一般管理費の一部を報告セグメントに配分せず、全社費用としていましたが、事業の実態をもとに判断した結果、当連結会計年度の期首から人材開発事業セグメントに配分することとしました。

①人材開発事業

人材開発事業セグメントにおいては、クライアント企業に寄り添い、人事・組織課題の解決を通じた企業価値向上支援に取り組んでまいりました。人的資本経営の実践が本格化している環境を踏まえ、全てのサービスが前年同期比で増加しております。特に、1対1型サービスについては、「個」を重視した育成施策の拡大を背景に、プライム上場企業を中心に従来の「集合型研修」から「1対1型研修」へシフトする動きが加速したことから、当連結会計年度の売上高は636百万円（前年同期比49.9%増）となりました。1対n型サービスについては、ミドル層の育成施策等の拡大により、当連結会計年度の売上高は752百万円（前年同期比7.4%増）となりました。その他サービスについては、顧客の人材及び組織課題の把握ニーズが高まり、組織アセスメントツールの売上が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は204百万円（前年同期比23.5%増）になりました。なお、期初計画に基づき、来期以降の成長を見据えて人材採用及びマーケティング投資を積極的に実施した結果、当初は減益を見込んでおりましたが、売上高が計画を大きく上回ったことにより、最終的には増益で着地しました。

以上の結果、人材開発事業セグメントにおける売上高は1,593百万円（前年同期比23.5%増）、営業利益は129百万円（前年同期比1.0%増）となりました。このうち、法人取引における顧客数は312社（前年同期比5社減）、法人顧客一社当たりの平均売上高は5百万円（前年同期比26.6%増）であります。

サービス型	2024年9月期		2025年9月期		増加額 (百万円)	増加率 (%)
	売上金額 (百万円)	構成比 (%)	売上金額 (百万円)	構成比 (%)		
1対1型	424	32.9	636	40.0	212	49.9%
1対n型	700	54.3	752	47.3	51	7.4%
その他	165	12.8	204	12.8	38	23.5%
合計	1,290	100.0	1,593	100.0	302	23.5%

②DX（デジタル・トランスフォーメーション）事業

DX事業セグメントにおいては、購買活動の行動変容を通じてコストダウンに寄与するコスト削減コンサルティングサービスと、顧客のDX化推進を後押しするコンサルティング業務や開発業務を中心にITサービスを展開しております。

コスト削減コンサルティングサービスにおいては、当社グループの顧客基盤に営業展開を図るとともに、成功報酬型と固定報酬型のハイブリッドへの転換を目指しておりました。前年度から開始した大型固定型報酬案件の着実な遂行と当第4四半期連結会計期間に大型成果報酬型案件が完了となった結果、売上高は288百万円(前年同期比79.9%増)となりました。

ITサービスにおいては、前期から継続している開発案件の確実な遂行を目指すと同時に、既存顧客のグループ会社への展開を図りましたが、大型開発に向けた要件定義に時間を要した結果、売上高は134百万円(前年同期比27.1%減)となりました。

以上の結果、DX事業セグメントにおける売上高は422百万円(前年同期比22.8%増)、営業利益は34百万円（前年同期は43百万円の営業損失）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、39,450千円です。内訳は、クラウドコーティングシステムに関するソフトウェアの追加開発37,100千円及び販売用動画制作2,350千円であります。

1-3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年9月期 第18期	2023年9月期 第19期	2024年9月期 第20期	2025年9月期 第21期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	1,601,091	2,003,993
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	54,158	123,294
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	49.02	111.53
総 資 産 (千円)	—	—	1,375,666	1,002,750
純 資 産 (千円)	—	—	835,543	771,129
1株当たり純資産 (円)	—	—	622.24	682.08

(注) 第20期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年9月期 第18期	2023年9月期 第19期	2024年9月期 第20期	2025年9月期 第21期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,148,158	1,155,988	1,290,460	842,909
当 期 純 利 益 (千円)	172,264	53,394	94,091	33,484
1株当たり当期純利益 (円)	177.96	48.66	85.16	30.29
総 資 産 (千円)	750,064	932,040	992,224	775,760
純 資 産 (千円)	424,041	688,574	727,423	721,252
1株当たり純資産 (円)	438.06	623.22	658.39	637.96

1-4. 対処すべき課題

当社グループは、「人的資本経営のプロデューサー」としてクライアント企業の企業価値向上支援を行うことをミッションに、将来にわたってグループの成長を継続させ企業価値の向上を実現するために、以下の課題に積極的に対処して参ります。

(1) クライアントの人的資本経営を総合的にサポートする事業体制の強化

当社グループは、「人的資本経営のプロデューサー」として、クライアントの人材価値を最大限に引き出す支援を中核事業と位置づけております。クライアント企業における人的資本経営の実践を支援し、“実行人財”の創出を促進するため、主力のコーチングをはじめとする各種サービスを統合的に提供できる体制の強化を進めております。具体的には、1対1コーチングサービスや1対nコーチングサービスに加え、人材育成・評価・採用など人事全般にわたるソリューションを拡充し、クライアントの人事・組織課題に応じた最適な支援をワンストップで提供できる体制の構築を進めております。

さらに、2025年11月に発表した株式会社日本経済新聞社との資本業務提携を通じて、同社が有するブランド力・情報発信力・顧客基盤と当社の実行支援力を掛け合わせることで、人的資本経営の社会的浸透と“実行人財”創出の加速を図ってまいります。今後は、データ活用やHRテック企業との連携を一層推進し、人材戦略の可視化と実行支援の高度化を進めることで、クライアントの持続的な企業価値向上に貢献してまいります。

当社グループは、「実行人財の創出」を使命とし、クライアントの経営戦略と人材戦略の一体的な実行を支援することで、日本企業の人的資本経営を牽引するリーディングカンパニーとしての地位を確立してまいります。

(2) サービス提供力の増強とオペレーション体制の強化

当社の成長を支える基盤であるコーチングサービスの提供力については、量的拡充と質的向上の双方が重要な課題であります。当事業年度においては、パートナーコーチの増員を進め、200名以上と契約する体制を整備いたしました。今後も、質の高いコーチ人材の確保・育成を継続的に推進するとともに、案件管理やスケジュール最適化を含むオペレーション体制の高度化を図り、サービス品質と提供効率の両立を実現してまいります。これにより、顧客満足度のさらなる向上と持続的な収益基盤の拡充を目指してまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するため、経営の透明性・効率性・健全性を確保しつつ、経営責任の明確化に取り組んでおります。2025年1月には、新設分割により3社の子会社を設立し、各社がそれぞれの専門分野において事業を展開しております。新しいサービス分野の拡大に伴い、事業領域が広がる中で、グループ全体の経営管理体制をより効率的かつ機動的に運営し、法令遵守および内部統制の強化を図ることが重要な課題であると認識しております。今後は、拡大する事業規模に対応したガバナンス体制の高度化を進めるとともに、法令及び

社内規程に基づく適正な業務執行の定着を推進してまいります。また、内部監査の実効性を一層高めることで、業務運営の適正化及び財産の保全を確保し、グループ全体の経営効率向上と持続的な成長を目指してまいります。

（４）M&Aの推進及びグループ企業間のシナジーの最大化

当社グループは、クライアント企業の多様な人事・組織課題に対して、ワンストップで支援する体制の構築を目指しております。その実現に向け、事業領域の拡大及び新規分野への参入を目的として、戦略的なM&Aを積極的に推進し、グループ全体の成長基盤を強化してまいります。

また、グループ各社の経営資源を相互に活用し、営業・人材・ノウハウ・システムなどの連携を深化させることで、グループシナジーの最大化を図ります。さらに、管理部門の共通化や経営管理の一体運営を進め、効率的かつ統制の取れたグループ経営体制を確立し、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

1-5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
コーポレートコーチ株式会社	10百万円	100%	人材開発事業
エグゼクティブコーチ株式会社	10百万円	100%	人材開発事業
B-Connect株式会社	10百万円	100%	人材開発事業

1-6. 主要な事業内容

- (1) ビジネスコーチング・サービス
- (2) HRテックサービス
- (3) 人事関連コンサルティング及びアドバイザリーサービス
- (4) セミナー事業
- (5) ビジネスコーチ、人事コンサルタント等のスクール運営並びに資格発行
- (6) その他上記に関連する事項

1-7. 主要な事業所並びに使用人の状況

- (1) 主要な事業所
本社及びコーチングスペース：東京都港区西新橋1丁目7番14号 京阪神虎ノ門ビル12階

- (2) 使用人の状況

区 分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
合計又は平均	59	8	40.2	3.5

1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	5,843千円

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業拡大とそれに即応できる財務体質の強化を前提に、株主への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、当社は中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

なお、配当につきましては、健全な財務体質の維持や積極的な事業展開のための内部留保の充実等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目安に還元することを基本方針としておりますが、1株当たり配当額が50円に満たない場合は、50円を下限とするものとして、1株あたり配当額を50円としております。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月に新設分割により3社の子会社を新たに設立いたしました。これにより、各事業の独立性と機動性を高めるとともに、事業領域の明確化、意思決定の迅速化および人材登用の促進を図り、グループ全体としての成長基盤を強化しております。

また、当社グループは、クライアントの人事・組織課題をワンストップで支援する「人的資本経営のプロデューサー」構想を掲げ、グループ戦略を再定義し、成長ドメインを明確化いたしました。この戦略の下で事業ポートフォリオを再検討した結果、当社グループのコア領域は人材開発事業にあると位置付け、同領域へ経営資源を集中させることが中長期的な企業価値向上に資すると判断いたしました。これに伴い、2023年10月に株式を取得し連結子会社としていたKDテクノロジーズ株式会社（旧：株式会社購買Design）については、2025年9月末をもって当該株式を譲渡いたしました。これにより、当社グループは、人的資本経営支援を中核とする事業領域への一層の選択と集中を進め、グループ全体の収益性および成長基盤の強化を図っております。

さらに、2025年11月には、株式会社日本経済新聞社との間で資本業務提携を行いました。同提携を通じて、同社が有するブランド力・情報発信力・顧客基盤と、当社の「人的資本経営のプロデューサー」としての実行支援力を掛け合わせ、人的資本経営の社会的浸透と“実行人材”創出の加速を図ってまいります。

これらの施策により、当社グループは、分社化による経営基盤の強化と事業ポートフォリオの再構築を進めるとともに、人的資本経営分野におけるリーディングカンパニーとして、持続的な成長と企業価値の最大化を目指してまいります。

2 株式に関する事項

2-1. 上位10名の株主の状況

(1) 発行可能株式総数	3,600,000株
(2) 発行済株式の総数	1,130,600株
(3) 株主数	1,079名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社コーチ・エフ	402,200株	35.58%
橋 場 剛	89,000株	7.87%
細 川 馨	30,000株	2.65%
田 中 広 道	30,000株	2.65%
細 田 茂	24,000株	2.12%
ベル投資事業有限責任組合 1	21,400株	1.89%
菅 原 泰 男	20,000株	1.77%
湊 伸 悟	18,000株	1.59%
野村證券株式会社	17,500株	1.55%
栗 原 保 雄	12,000株	1.06%
吉 田 有	12,000株	1.06%

3 新株予約権等に関する事項

3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
細 川 馨	代表取締役社長	
橋 場 剛	取締役副社長 エグゼクティブコーチ株式会社 管掌	
山 本 佳 孝	専務取締役 コーポレートコーチ株式会社 管掌 B-Connect株式会社 管掌	
青 木 裕	常務取締役 事業開発本部 本部長	
吉 田 信 輔	取締役CFO 経営管理本部 本部長	
石 田 典 嗣	取締役	KDテクノロジー株式会社 代表取締役社長
軒 名 彰	取締役	北洋証券株式会社 代表取締役会長 株式会社オハラ 社外取締役 株式会社はせがわ 社外取締役 グリーンモンスター株式会社 社外取締役
山 下 美 砂	取締役	人事コンサルタント（個人事業主） PHCホールディングス株式会社 社外取締役
森 下 政 一	常勤監査役	
田 中 広 道	監査役	田中税理事務所代表
中 野 純 一	監査役	

(注1) 取締役軒名彰氏及び取締役山下美砂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役森下政一氏、監査役田中広道氏及び監査役中野純一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 当社は、取締役軒名彰氏、山下美砂氏、監査役森下政一氏、田中広道氏及び中野純一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注4) 常勤監査役森下政一氏は、前職において経営管理本部長、常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5) 監査役田中広道氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注6) 石田典嗣氏は、2025年9月30日に取締役を辞任しました。

4-2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月20日であり、決議の内容は、年間報酬総額の上限を取締役は500百万円、うち社外取締役分50百万円（決議時点での取締役の員数は6名、うち社外取締役の員数は1名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は50百万円（決議時点の監査役の員数は3名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として2024年12月25日開催の取締役会において個々の取締役の報酬等の額を決定しております。

個々の取締役の報酬等の額の決定をするにあたっては、代表取締役社長及び社外取締役の3名で、透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく業務執行取締役の個人別報酬案と、代表取締役社長及び管理本部長で透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく社外取締役の個人別報酬案を取締役会に諮り、原案どおり決定しております。

当社の役員が第21期事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

なお、社外取締役より、取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬の組み合わせによる報酬体系を導入すべきと提案されており、今後、導入に向けて検討を行ってまいります。

4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	8名 2 (名)	118,020千円 7,920 (千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 3 (名)	13,998千円 13,998 (千円)
合 計 (うち、社外役員)	11名 5 (名)	132,018千円 21,918 (千円)

4-4. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されております。

4-5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役及び会計監査人を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するための役員等賠償責任保険契約を締結しております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人との関係

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	軒 名 彰	北洋証券株式会社 代表取締役会長 株式会社オハラ 社外取締役 株式会社はせがわ 社外取締役 グリーンモンスター株式会社 社外取締役
取締役	山 下 美 砂	人事コンサルタント（個人事業主） PHCホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	田 中 広 道	田中税理事務所代表

(注) 各社外取締役及び社外監査役の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	活動状況
取締役	軒 名 彰	当事業年度中に開催された取締役会17回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
取締役	山 下 美 砂	当事業年度中に開催された取締役会17回のすべてに出席し、企業経営及び人材開発事業に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役	森 下 政 一	当事業年度中に開催された取締役会17回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と見識、経理及び財務の知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	田 中 広 道	当事業年度中に開催された取締役会17回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、税理士としての専門的な見地から議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。
監査役	中 野 純 一	当事業年度中に開催された取締役会17回のすべてに、監査役会15回のすべてに出席し、経営や組織統制に関する知見をもとに議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

区 分	名 称
会計監査人	太陽有限責任監査法人

(注) 1. EY新日本有限責任監査法人は、2024年12月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査法人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに太陽有限責任監査法人が会計監査人に任命され就任いたしました。

5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31,500千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記5-2の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬については、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、双方協議のうえ決定しております。監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査役会は太陽有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

また、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」については、以下の3事項が解任・不再任の議案提出決定の要素として定めております。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合。
2. 会社法、公認会計士法の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合。
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備を目的に、2023年10月16日の取締役会において下記「内部統制システムの基本方針」を定め、随時これを見直しして運用しております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、当社の「パーパス」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指します。
2. 内部監査に関する業務については、社長が任命した社員を内部監査担当者とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証します。
3. 当社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用します。
4. 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書管理規程」において定めます。
2. 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク・コンプライアンス委員会が行います。
2. 各部署においては、リスク・コンプライアンス規程に基づき運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めます。万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の被害を防止し最小限に留めるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行います。
2. 取締役会の決定に基づく職務執行については、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定めます。
3. 業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の役員等が子会社の社外取締役に就任し、毎月開催される子会社の取締役会において報告を受け
るほか、必要に応じて経営等に関する資料の提出を求めて管理します。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対してもリスク管理に関する規程を適用し、子会社の役員・使用人にもそれに従って業務を
執行することを求めます。
3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に子会社から事業内容の報告を受けるとともに、重要案件については、事前協議を行い、子会
社の取締役等の職務執行の効率を確保します。
4. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の役員等が子会社の監査役に就任し、当社の監査役及び内部監査部門と連携して監査等を行うこ
とにより、業務の適正性を検証します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関 する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
2. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けま
せん。
3. 監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。
4. 重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した
ときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。
5. 内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。
2. 重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。
3. 内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、内部監査担当者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行します。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めます。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対策規程において「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する」旨を定めております。
2. 当社では、取引先が反社会的勢力ではないことを確認するプロセスを業務フローの中に組み込んで反社会的勢力との関係を根絶するとともに、従業員に対して反社会的勢力排除の教育を実施しております。さらに、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員となり、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

6-2. 体制の運用状況の概要

当事業年度における体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 内部監査担当者による内部監査を毎月実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告いたしました。
- 監査役会による取締役・幹部面談を実施いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 期中にリスク・コンプライアンス委員会を開催し、委員長がリスク評価結果を取締役会に報告しました。
- 個人情報保護監査責任者による個人情報保護監査を実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、上程された議案を審議して迅速に意思決定を行いました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるように、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項については、当社取締役会への報告又は承認を必要とするなど、子会社の管理・運営に努めました。

6. **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - 監査役は、毎月、内部監査担当者から内部監査の報告を受け、また、監査役会から確認及び改善指示の実施と運用における改善確認を適時行いました。
7. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**
 - 電子承認システムにより重要な決裁に関わる承認申請として、期中に発生した稟議文書を報告しました。
 - 監査役は、当社の取締役会、営業会議、その他主要会議に出席しました。
8. **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - 内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。
9. **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
 - 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
10. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - 監査役は、内部監査担当者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行しました。
11. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
 - 新規取引先と取引を開始する前に、全件について反社会的勢力ではないことの確認を実施しました。
 - 既存取引先は、1年に1回の再確認を実施しました。

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	759,297	流動負債	231,621
現金及び預金	483,882	買掛金	53,964
売掛金及び契約資産	221,315	1年内返済予定の長期借入金	5,843
仕掛品	4,748	未払金	25,270
貯蔵品	21	未払法人税等	41,070
その他	49,329	契約負債	26,931
固定資産	243,452	賞与引当金	24,700
有形固定資産	24,726	株主優待引当金	3,060
建物	21,929	その他	50,781
工具・器具及び備品	16,310		
減価償却累計額	△13,513		
無形固定資産	63,825		
ソフトウェア	63,825	負債合計	231,621
投資その他の資産	154,900	純資産の部	
出資金	60	株主資本	771,129
投資有価証券	30,000	資本金	215,999
敷金	45,535	資本剰余金	173,599
繰延税金資産	17,572	利益剰余金	381,603
保険積立金	37,680	自己株式	△72
その他	24,052	純資産合計	771,129
資産合計	1,002,750	負債・純資産合計	1,002,750

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,003,993
売上原価		755,348
売上総利益		1,248,645
販売費及び一般管理費		1,084,800
営業利益		163,845
営業外収益		
受取利息	555	
受取配当金	147	
保険契約変更による返戻金	8,214	
雑収入	3,177	
その他	3,400	15,494
営業外費用		
支払利息	200	
社債利息	1	
社債発行費償却	148	
その他	532	882
経常利益		178,457
特別利益		
関係会社株式売却益	32,013	32,013
税金等調整前当期純利益		210,470
法人税、住民税及び事業税	105,718	
法人税等調整額	△35,898	69,820
当期純利益		140,650
非支配株主に帰属する当期純利益		17,356
親会社株主に帰属する当期純利益		123,294

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	510,097	流動負債	54,507
現金及び預金	370,027	買掛金	8,704
売掛金及び契約資産	51,015	1年内返済予定の長期借入金	5,843
仕掛品	400	未払金	12,216
貯蔵品	21	未払費用	2,618
前払費用	23,051	未払法人税等	3,729
その他	65,580	契約負債	3,374
		預り金	6,539
固定資産	265,663	賞与引当金	8,000
有形固定資産	24,726	株主優待引当金	3,060
建物	21,929	その他	422
工具・器具及び備品	16,310		
減価償却累計額	△13,513		
無形固定資産	52,729	負債合計	54,507
ソフトウェア	52,729	純資産の部	
投資その他の資産	188,206	株主資本	721,252
出資金	60	資本金	215,999
投資有価証券	30,000	資本剰余金	173,599
敷金	45,535	資本準備金	173,599
関係会社株式	46,128	利益剰余金	331,726
繰延税金資産	4,749	その他利益剰余金	331,726
その他	61,732	繰越利益剰余金	331,726
		自己株式	△72
資産合計	775,760	純資産合計	721,252
		負債・純資産合計	775,760

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		842,909
売上原価		212,027
売上総利益		630,881
販売費及び一般管理費		591,263
営業利益		39,618
営業外収益		
受取利息	225	
受取配当金	41	
システム利用料収入	15,838	
その他	585	16,690
営業外費用		
支払利息	200	
社債利息	1	
社債発行費償却	148	350
経常利益		55,959
税引前当期純利益		55,959
法人税、住民税及び事業税	20,317	
法人税等調整額	2,157	22,474
当期純利益		33,484

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

ビジネスコーチ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 裕之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビジネスコーチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表10.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月7日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

ビジネスコーチ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 今井 裕之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表11.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月7日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024（令和六）年10月1日から2025（令和七）年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025（令和七）年11月20日

ビジネスコーチ株式会社
監査役会

常勤監査役（社外監査役） 森 下 政 一 ㊞

監査役（社外監査役） 田 中 広 道 ㊞

監査役（社外監査役） 中 野 純 一 ㊞

注）監査役森下政一、監査役田中広道、及び監査役中野純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神 虎ノ門ビル 12階
当社会議室

TEL (03)3528-8022 (代)



交通機関のご案内

- ・東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 1 出口から徒歩 2 分
- ・東京メトロ千代田線/日比谷線/丸ノ内線 霞ヶ関駅 C3 出口から徒歩 4 分
- ・都営三田線 内幸町駅 A3 出口から徒歩 4 分
- ・JR 新橋駅 日比谷口から徒歩 6 分

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。